

# 1814年のマルサスの穀物法改正論

羽 鳥 卓 也

## 目 次

- 1 本稿の課題
- 2 パネル委員会の穀物法改正案
- 3 『考察』の「後書」について
- 4 『考察』の末尾の「脚注」について

### 1. 本稿の課題

1814年春に刊行されたマルサスの時局論的パンフレット『穀物法および穀物価格の騰落がわが国の農業上の富および富全般に及ぼす効果についての考察』<sup>(1)</sup>については、今日までに少なくない論者が考察を加えてきたところであって、私自身もかつてささやかな検討を加える機会をもったことがある。<sup>(2)</sup>

- 
- (1) T. R. Malthus, *Observations on the Effects of the Corn Laws, and of a Rise or Fall in the Price of Corn on the Agricultural and General Wealth of the Country*, 1814. なお、この著作の出版期日だが、マルサス自身はこれを「14年春」と書いている。(Malthus, *The Grounds of an Opinion on the Policy of Restricting the Importation of Foreign Corn*, 1815, p. 1.) だが、出版期日については、本稿の末尾のところでもう少し詳細な考察を加えることにする。
  - (2) 拙稿「ナポレオン戦争終了期のマルサス——穀物貿易政策論と経済理論——」岡山大学『法経学会雑誌』18の1, 1968. ただし、この拙稿は後に若干の加筆補正のうえ「マルサスの穀物法擁護論と地代論」と改題されて拙著『古典派経済学の基本問題』1972. に収録された。

私が旧稿で設定した課題は、当時のマルサスの政策論的提言を考察しつつ、その背後にひそんでいる彼の経済理論を検出してその特質を明らかにしようとするのであった。旧稿執筆からすでにかかなりの年月が経過してはいるが、旧稿が設定した課題への接近としては、私は今日もなお旧稿の立論を撤回もしくは大きく修正する必要を感じていない。

しかし、今日私はこの時局論的色彩の濃厚な著作の考察としては、旧稿での課題設定はあまりに限定されすぎたものであり、その点から旧稿には大きな制約があったということを認めなければならない。すなわち、マルサスはこの著作の執筆にあたって、1813年から14年へかけての自国の穀物価格の動向とともに下院における穀物法改正をめぐる審議の進行過程を見据えながら、14年5月5日から開始される予定の下院での同法改正の審議に先立ってこの著作を刊行しようと意図していたように思われる。したがって、この著作を考察の対象としてとりあげる場合には、われわれは彼の政策論的提唱が当時のイギリスの政治的・経済的状況の推移といかにかかわり合っていたのかという点にまで照明をあてる必要があったように思われるのであって、こうした点の検討のために本稿が執筆される。

さて、マルサスの著作『考察』の全文は、大づかみに区分すれば、3個の段落から成るものとみることができる。第1の段落は、この論説の「前書」にあたるもので、原典の頁数ではpp. 1—15. である。第2の段落は、「本論」をなすものであって、pp. 15—37. である。第3の段落は、「後書」にあたるもので、残りの紙幅pp. 37—44. である。

「本論」のところで、マルサスは3個の問題を順次提起して、これに回答を与えるという形で叙述をすすめている。提起された問題の第1は、「輸出入が最も完全に自由であると想定されている場合には、果して大ブリテンおよびアイルランドは穀物自給を達成する見込があるかどうか。」(Observations, p. 16.) という問題だが、彼はこの問題に対して、イギリスの商工業の発展に伴う資本の蓄積と人口増加の下での劣等地耕作の進展状況を考えれば、

穀物輸入が自由である場合には自給の見込はないと答えた。第2の問題は、「もし穀物の自給が自然的には達成されないものだとするなら、自給は果して真に望ましい目的であり、立法府の干渉を正当化する目的であるのか。」(Observations, p. 22.) というものであり、第3の問題は、「外国穀物の輸入制限はどの程度まで、またどれほどの犠牲を払ってこの目的を達成すると思われるか。」(Observations, p. 34.) というものであった。

彼はこの第2・第3の問題を考察しつつ、穀物の自由貿易が国内穀価の低廉と安定とに貢献し、それによって賃金の高騰を防止することを通してイギリス製造業の国際競争力の維持・強化に役立つものではあるけれども、同時に他方でそれは国内農業を衰退させて、農工両部門間の均衡を破壊し、過度に肥大化した製造業をもつ国に特有の経済的不安定を招来するおそれがあるということを示した。けれども、こう主張した後で、彼は穀物輸入制限策の採用もまた、それが功罪両面の効果を生ずるものであることにも留意すべきだと指摘する。すなわち、輸入制限は国内農業の維持・発展に寄与するけれども、同時に他方では商工業部門に打撃を与えてイギリスの外国貿易を減退させるおそれがあるというのである。

要するに、彼は『考察』の「本論」では、穀物輸入の自由と制限との、どちらの政策を選択しても、それはただ国民経済にプラスの効果のみを生むわけではなく、マイナスの副作用を伴うことに注意すべきだと主張したのであって、当時の自由貿易論者と制限貿易論者との双方に対する両面批判を企てていたように思われる。そして、「本論」の末尾のところで、彼はつぎのような消極的な内容の結言を書き記したにすぎなかった。「それゆえ、すべては明らかに利益と不利益との対抗の問題である。そして、これは最も重大な利害に関する問題であるから、その決定には最も慎重な考慮が必要である。どちらに決定されるにしても、若干の犠牲が払われなければならない。」(Observations, p. 36.)

以上のごく簡略な約説からでも分るように、彼は『考察』の「本論」のと

ころでは、穀物輸入の自由か制限かの選択について彼自身がどちらの側を支持していたかを明示する文章を記述しなかった。「本論」のなかで彼が己れの立場を明示しなかったことから、最近横山照樹氏は大胆にも、当時のマルサスは穀物輸入の自由か制限かの選択にあたって、それ以前の制限支持の立場を棄てて、「中立的」立場に移行したと断言しておられる。しかし、当時のマルサスが穀物法論争においていかなる立場に立っていたのかという問題を考察するためには、われわれは『考察』の「後書」を検討しておかなければならない。ところが、従来『考察』に言及した論者は、私自身の旧稿をも含めてのことだが、全くといってよいほど「後書」について考察を加えなかったのであり、横山氏もまた「後書」の部分には一言も触れておられないのである。<sup>(3)</sup>しかし、私見によれば、この「後書」のなかには、当時のマルサスの政策論的立場をうかがわせる記述が含まれているように思われるから、私は本稿ではこの「後書」について考察を加えたいと思う。

さて、マルサスは「後書」の冒頭で、「もし立法府が穀物輸入制限政策によって獲得されるはずの利益と支払わなければならぬ犠牲とを公平に秤量したうえで、現行制限政策に固執する決定を下すのであれば」、その場合には立法府はいかなる事項に留意してどの程度の輸入制限規定を設けるのが妥当であるか、という問題を提起した。

この問題提起だけからでも容易に推測できるように、マルサスはこの「後書」で、当時のイギリスの下院の穀物法改正をめぐる審議に対して積極的に具体的なアドバイスを与えようとしていたように思われる。それなら、『考察』の執筆・刊行の頃、下院では穀物法改正をめぐるいかなる審議が行わ

---

(3) 横山照樹「穀物法論争とマルサス(1)・(2)」(同志社大『経済学論叢』28の5・6, 1980; 29の3・4, 1981.)。なお、『考察』執筆以前にマルサスが輸入制限支持論者であったという点については、横山氏の同上論文のほか、拙稿「初期マルサスの穀物法論——『人口論』第2・3・4版の記述について——」(関東学院大『経済系』142集, 1985.)を参照されたい。

れていたのだろうか。

周知のように、ナポレオン戦争の後半期、とりわけ1810年代には、国内穀物はきわめて高水準にあった。ナポレオン軍の劣勢明白となった13年6月でさえ、小麦価格はまだ1クォーターあたり117シリング10ペンスという高値であった。けれども間もなくこの年の豊作が予想されて、秋になると小麦は徐々に値下りしはじめ、12月には73シリング6ペンスまで下落した。そして、年が明けても穀価は反転・上昇しなかった。(cf. W. Smart, *Economic Annals of the 19th Century, 1801-20*, 1919, pp. 407-8.)

当時の穀価下落の主要原因が13年の豊作にあったことは否定できないけれども、しかしその年の後半期には誰の眼にもナポレオンの敗北という形で戦争の終了が間近いものと映ったため、ごく近い将来に安価な外国穀物が多量輸入されるだろうという思惑が働いて、当時の穀価下落を増幅させていたかもしれないという点もまた、けっして見落されてはならないだろう。まだ現実に外国穀物の輸入が開始されていなかった14年初頭に、農業利害関係者の間から約130通もの輸入制限の強化策を求める請願書が下院に提出されたのも、上述の事情を考慮しなければ理解できない事柄であろう。現行穀物法——それは1804年制定法だったが——によれば、小麦の国内価格が66シリング以上であれば、わずか7.5ペンスという名目的関税で輸入が許可されることになっていたから、農業利害関係者としては輸入穀物の幻影にもおびえざるをえなかったのだろう。だが、この請願書は工業都市を刺激して、そこからは170通を上回る反対請願が下院に提出されたのであって、こうして現実の輸入が開始されぬうちに、早くも議会の内外を通じて穀物法論争は白熱化したのであった。(cf. Smart, *op. cit.*, p. 414.)

こういう状況のなかで、下院は14年5月5日から穀物法改正をめぐる審議を開始する日程を組んだが、ここでは前年の会期に提案されたいわゆるパネル委員会の勧告が再び審議されるものと予想された。というのは、下院は13年3月に「連合王国の穀物貿易を調査するため」特別委員会を設置したが、

パーネル (Sir Henry Parnell) を委員長とする委員会は同年 6 月に提出した報告書のなかで穀物法の改正に関する勧告を行ったけれども、下院の審議は紛糾して審議未了となって、後続の会期に審議の継続が委ねられることになっていたのである。

おそらくマルサスの『考察』は、近日中に下院でこのパーネル委員会の提案をめぐる審議が再開されることを予想しつつ、執筆された論説であつたろう。こういう経緯を考慮すれば、『考察』の内容を理解するためには、われわれは13年6月にパーネル委員会が下院に提出した穀物法改正案について瞥見しておく必要があるだろう。

## 2. パーネル委員会の穀物法改正案

パーネル委員会の穀物法改正案は13年6月15日に下院に提出されたが、1804年制定の現行法の輸入制限規定を著しく強化しようとするものであつた。1804年の制定法の主要条項は、小麦の輸出については、国内価格が48シリング未満の時には奨励金5シリングが交付され、48以上54シリング未満になる時には奨励金なしで輸出が許可されるが、54シリング以上に騰貴すれば輸出が禁止されるという規定から成っていたが、他方小麦の輸入については、国内価格が66シリング以上である時には7.5ペンスの名目的関税で輸入が許可されるが、66未満63シリング以上である時には関税は3シリング1.5ペンスに引き上げられ、63シリング未満に下落すれば、30シリング4ペンス3フェージングの高率関税が課されるという規定から成っていた。(cf. 北野大吉『英国自由貿易運動史』1943, p. 77.)

これに対して、パーネル委員会の改正案の主要条項は、小麦の輸出については、奨励金を全廃するとともに、国内価格が90シリング2ペンス以上に上昇するまでは輸出の自由を認めるという規定から成っていたが、他方小麦の輸入については、国内価格が135シリング以上に高騰している時には6ペンス

の名目的関税で輸入が許可されるが、135未満105シリング2ペンス以上になれば関税は2シリング6ペンスに引き上げられ、105シリング2ペンス未満に値下りすれば24シリング3ペンスの高率関税が課されるという規定から成っていた。(cf. Smart, *op. cit.*, pp. 372—7. 北野, 前掲書, pp. 75—84. 毛利健三「1815年穀物法の成立過程」福島大『商学論集』34の1, 1965, pp. 17—27.)

パーネル委員会による輸入制限規定の改正案は、確かにきわめて厳しい制限強化であったが、この案が下院に提出された13年6月には小麦の国内価格はなお117シリングを越える高水準にあつて、農業利害関係者の間にさしあたり穀価下落の不安が生まれる根拠はあまりなかったように思われるから、こういう農業の好況期といってよいような時期にどうしてこれほど厳しい輸入制限強化策が立案されたのか、その理由は私にはよく分らない。しかし、スマートはこの点について、つぎのような興味ある推測を与えているから、紹介しておこう。

「アイルランドの人びとが〔穀物の〕輸出の自由を求めていたのは、全く明白である。近年、かれらには植民地へ多量〔の穀物〕を輸出できた機会があった。そして、かれらはイングランドの市場を保有していたけれども、飢餓に苦しむ植民地が支払おうとする価格がイングランドが支払っていた価格よりも高価でさえあると主張することができただろう。たまたまイングランドはすすんでこの要求を認めようとしていた。実際、これに反対する意見はなかった。そして、パーネルがアイルランドの人びとの要求に対して最も好意的な態度を示している人びとのなかから、かれの委員を選んだと推測するのは妥当であるように思われる。／しかし、この委員会が任命される直前に、アイルランド出身議員の目の前に新たな展望が突然ひらけてきたということが指摘されるだろう。ひとつの報告書が提出されたが、これはかれらには疑いもなく、巧みに操作すれば、輸出の自由よりもはるかに大きなもの——すなわち、イングランド市場の独占を確保することを可能にするものであるようにみえた。もしかれらがイングランドを説得して外国穀物の輸入を全く遮

断できれば、アイルランドはイングランド市場に飢餓相場で自由に出入りすることになるだろう!!」(Smart, *op. cit.*, p. 388.)

パーネル委員会案は、スマートが示唆しているように、少なからずアイルランド農業への配慮と結びつくところがあったように思われる。しかし、この事実をパーネル個人がアイルランドの大地主であったという事実と結びつけて、委員会案の輸入制限規定ももっぱらアイルランド地主の利害のみによって左右されていたかのように考えるとすれば、それはあまりに穿ち過ぎた見方ではないだろうか。パーネルがアイルランドの農業利害関係者に対して「最も好意的な」人びとのなかから委員を選んだらしいという、スマートの推測には果してどれほどの根拠があるのだろうか。この委員会の顔振れをみると、リヴァプール内閣の当時の有力閣僚ヴァンシタート (Nicholas Vansittart)、カスルレー子爵<sup>(4)</sup> (Viscount Castlereagh)、さらにはトーリーの有力議員キャニング (George Canning)、ピール (Robert Peel)、ハスキッスン (William Huskisson) といった錚々たる名前が見出される。<sup>(5)</sup> (cf. Smart, *op. cit.*, p. 379.)

こうした事実は、この委員会がもっぱら「アイルランドの大地主」の利害のみによって左右されたというよりも、むしろ政権党の有力者の意向を無視しては行動できなかったということを示唆しているように思われる。してみると、穀物輸出の自由化についてはともかく、輸入制限規定のほうは、断言することは差控えなければならいけれども、やはり近い将来の戦争終了とともに予想される多量の安価な外国穀物の輸入という事態にあらかじめ備えてブリテン全体の農業の保護をはかろうとして立案されたものであったので

(4) 外務大臣カスルレー卿は父親の死去によって、21年4月からロンドンデリ侯 (Marquis of Londonderry) となった。(cf. *Works of D. Ricardo*, ed. by P. Sraffa, V, p. 124 editor's footnote.)

(5) なお、付言すれば、この委員会にはウエスタン (Charles Callis Western) やベアリング (Alexander Baring) も名を連ねていた。

はないだろうか。

ところで、パネル案は明らかにトーリー党の有力者たちの積極的支援をえて提出されたけれども、13年6月の下院の会期における討議は紛糾して審議未了となったのであった。

すでに述べたように、マルサスは14年早春に、このパネル案が近く下院で再び審議されることを予想しつつ、『考察』の執筆に着手したように思われる。われわれは次節で、『考察』の「後書」について検討することにしよう。

### 3. 『考察』の「後書」について

マルサスは『考察』の「後書」のところで、穀物輸入制限の強化策を立案する場合に立法府が考慮すべき若干の注意事項があると指摘している。マルサスによれば、まず第1に考慮すべき事項は、今日イギリスの通貨価値は異常に低く、かつまたきわめて不安定な状態にあるという点であって、この事情は立法府が恒久的な穀物輸入の制限規定を設けるためには今日がきわめて不適切な時期であることを示しているというのである。(cf. *Observations*, p. 37.)

1797年の兌換停止以降、イギリスの通貨価値がきわめて不安定であって、時折著しい通貨価値の下落およびそれに伴う諸物価の上昇を見たことは、周知のところである。1813年冬から14年春へかけて小麦の価格は70シリング台にあったが、マルサスは小麦がこの価格水準を維持したのは当時の通貨価値が異常に低かったためであるとみている。そして彼は、この低い通貨価値が長期間持続するはずはなく、したがって、もし近い将来通貨価値が本来の水準に回復すれば、小麦の価格は当然下落して63シリングを下廻ることになると考える。彼の意見では、当時の地金で測った小麦の価値からすれば、このように推測するのが妥当だというのである。以上のように述べた後に、彼はつぎのように主張する。

「もしわが国が正貨兌換に復帰し、他方で地金が穀物・労働および他の大

多数の商品と比べてその現在の価値を保持しているとすれば、現行穀物法を変更する必要はほとんどないだろう。穀物の地金価格は現在は63シリングを著しく下廻っているのであって、1804年の法令にしたがうと高率関税がその作用を停止する価格は63シリングなのである。」(Observations, p. 38. ただし、傍点引用者。)

マルサスによれば、イギリスがいま直ちに兌換を再開し、他方で地金と諸商品との相対価値が現在とほぼ同一のままであったとすれば、通貨価値の上昇によって小麦は63シリングを下廻る水準に下落するだろう。だが、1804年制定の現行法の規定では、小麦価格が63シリング未満になれば高率輸入関税が課されることになる。したがって、こういう場合には現行法の輸入制限規定を改訂する必要はないというのである。

しかし、マルサスによれば、兌換がいま直ちに再開される見込みはないから、将来の通貨価値がどうなるかは予測し難い。かりに現在の低い通貨価値がそのまま継続するとすれば、小麦は66シリング以上の水準を持続することになるから、現行穀物法の輸入制限規定はその効力を失うだろうというのである。この点について、彼はこう指摘する。「もしわが国の通貨がひきつづきその現在の〔異常に低い〕価値にあるとすれば、現行法に大きな変更を加えることが必要であろう。さもなければ、それは単なる空証文となり、外国穀物の輸入制限は全く効力がなくなるだろう。」(Observations, p. 38.)

こういうわけで、もし現在のように低い通貨価値が持続するようであれば、輸入制限を強化する方向で法を改正する必要がある、とマルサスは考える。してみると、マルサスの考えでは、輸入制限規定をどの程度のものに改訂したらよいかという点は、通貨価値が将来どのように変更されるのかという点についての見通しに依存するということになるだろう。ところが、彼の見るところ、今日の通貨価値は兌換停止下にあつてきわめて不安定であり、当分は兌換再開の見通しが無いから、通貨価値の将来については予測し難い。そこで、彼は現在の時期に輸入制限に関する恒久的性格をもつ改正案を作成す

るのは不得策であると考え、つぎのように主張する。「わが国の通貨に関してこのような不安定を避けられない状態においては、〔穀物の〕平均価格にもとづいてなんらかの最終的規制 (*final regulation*) を設けることは、これを延期するのが望ましいであろう。というのは、〔穀物の〕平均価格は、最近の5年間のその名目価格によって決定的に影響されるからである。」(*Observations*, p. 38. ただし、傍点を施した箇所は原文のイタリック。)

そして、マルサスは別のところで、もう一度同一趣旨の見解を記して、念を押している。「通貨価値は現在不安定な状態にあるから、いかなる規制であっても、最終的規制を設けることは、これを延期するのが望ましいであろう。」(*Observations*, p. 43.)

これらのマルサスの発言をみると、彼は当時の通貨価値が不安定な状態にあることを考慮して、現時点で輸入制限規定を改正するのは時期尚早であって、もう少しばらく現行法の規定を存続するのが賢明だと考えていたように思われるのであって、パーネル委員会が恒久的性格を賦与された改正規定を提案したことを批判していたように思われる。

さて、マルサスが穀物法の改正にあたって立法府が考慮すべき第2の事項として指摘するのは、つぎのような事情である。

——「われわれがいま期待することのできる平穩の期間にヨーロッパでは通常以上に豊富な穀物が生産されると予期すべき多くの理由がある。」したがって、戦争の終了後にはやがて大陸諸国ではイギリスでよりもはるかに低廉な穀物が豊富に生産されることになるだろう。こういう事態にあってイギリス農業の保護を継続しようとすれば、輸入制限をよほど強化しなければならないだろう。だが、制限をあまりに強化すれば、それは農業以外の国内産業諸部門にかなりの悪影響を及ぼすことになるかもしれない。「ヨーロッパにおける穀物価格がこのように低廉であるような事情の下では、たとえわが国が最近5年間の価格を維持するように努めるとしても、わが国の外国貿易が衰え始めはしないだろうというように考えることはほとんどできない。〔国内産

小麦の] 1クォーターあたり90シリングとフランス産の最良の小麦の価格といわれている1クォーターあたり32シリングとの差額は、あまりに大きすぎて、わが国の資本と機械とがほとんど競争できないものである。この国の労働賃金は穀物価格に比例しては騰貴しなかったけれども、これによって著しい影響を受けたことは疑う余地がない。」(cf. *Observations*, pp. 38—40.) ——

マルサスの意見では、イギリスの最近5年間の穀物の高価格をそのまま維持することを目論むような輸入制限強化策が採用されれば、イギリスと大陸諸国との間の穀物生産費の格差が持続し、その結果イギリスと大陸諸国との賃金格差も持続することになるから、イギリス製造業の国際競争力ははなはだしく弱体化するおそれがあるというのである。おそらくマルサスのこの主張は、パーネル委員会案の輸入制限規定に対する批判として記述されたものであろう。

それなら、イギリスと大陸諸国との間のこうした穀物価格の大きな格差は、いかなる原因によって生まれたのか。マルサスはいう。「この〔穀物の〕価格の差額は、けっして課税〔の差異〕だけから生まれているのではない。その差額の一部、そしてその少なくない部分と思われるものは、増加する人口の需要に対して供給するために、年々より貧弱な土地を耕作し改良しなければならぬということによって引き起されている。……それゆえ、穀物の生産に要する費用は、あらゆる課税を別としても、おそらくヨーロッパの他の地域よりもいっそう高いただろう。そこで、こういう事情は自給を達成するために払わなければならぬ犠牲を増大するばかりではなく、自給を確保するための立法府の規定を作成するうえでの困難を増大しもするのである。」(*Observations*, pp. 40—1. ただし、傍点引用者。)

マルサスによれば、イギリスと大陸諸国との穀物価格の格差は課税負担の差異によるというよりもむしろイギリスでの劣等地耕作の進展に伴う穀物生産費の異常な増加によって生まれたものである。国際間にこういう生産費の大きな格差のある場合にイギリスが穀物自給の体制を維持しようとするれば、

きわめて高率の輸入関税を賦課するほかはない。だが、そのような高率関税はイギリスの穀価と賃金との異常な高さを持続させ、イギリス製造業の国際競争力を損うおそれがあり、そのうえこういふ事情にあつては穀物自給の確保を目指すような輸入制限規定を設けること自体がきわめて困難になるというのである。彼はこの最後の論点を説明して、つぎのように論述をすすめてゆく。

「かつて〔穀物輸出に対する〕奨励金の交付を伴って、外国穀物の輸入に対するきわめて高率の関税が賦課されていた時には、この国の穀物生産の費用はヨーロッパの他の地方よりも高くはなかった。そこで、これらの法律によって農業に与えられた刺激は、他の好都合な条件にも助けられて生産の豊富をひき起したので、穀物の平均価格が輸入〔穀物の〕価格によって影響を受けることはなかった。」(*Observations*, p. 41.)

18世紀前半期にはイギリスと大陸諸国との間に穀物生産費の格差がほとんどなかったから、当時の高率関税の設定による輸入制限は輸出奨励金の交付と相俟って、国内農業を奨励し、その結果イギリスは穀物自給を達成したばかりでなく穀物輸出国にさえなった。しかし、マルサスによれば、今日の状況は当時とは大きく変わってしまったというのである。

「この国のきわめて異なった状態にあつては、たとえわれわれが貨幣価値の下落に比例して輸入〔を許可する〕価格と輸出奨励金とをひき上げるという形で、かつてのものと同じの制度を踏襲しようとするとしても、この方策の効果は以前生じた効果とはほとんど類似することがないだろう。」(*Observations*, p. 41.)

マルサスによれば、18世紀前半期に施行されていた輸入制限および輸出奨励金に関する諸規定を、今日の通貨価値の下落を適切に斟酌する形で作成し直して法を改正したところで、それはけっして以前と同じような効果をあげないだろうというのである。マルサスは18世紀中葉以降イギリスの商工業の発展・資本の蓄積・人口の増加には目覚ましいものがあつたため、人口増加

に伴う国内の穀物需要が著しく増加したばかりでなく、商工業の発展に伴う社会構造の変化によって中産階級に属する人口が激増したため畜産物に対する需要も急増したと指摘する。そこで、マルサスはいう。「こういう事情の下では、どれほど努力しても、わが国が再び前世紀の半ば頃と同じ程度穀物を輸出できるようになるとはほとんど考えられない。」(*Observations*, p. 42.)

18世紀中葉以降のイギリス経済の変容を以上のように指摘したうえで、マルサスはずぎのように提言する。「そうだとすれば、現在の事態においては、われわれは大きな平均的〔穀物〕剰余を創造するという考えを必然的に放棄しなければならないということになる。」(*Observations*, p. 42.)

別稿で指摘したように、マルサスは1803—7年に刊行した『人口論』第2—4版では、イギリスは平年作の時には自国の消費量を上廻る穀物剰余を産出し、凶作の年に備えるための穀物貯蔵をもつことが必要であり、そのためにはイギリスが穀物輸出国にならなければならないと主張するとともに、当時すでに穀物輸入国であったイギリスを穀物輸出国に転換することは「実行可能」でもあり、「実験に値いすること」でもあると説いていた。(cf. 前掲拙稿「初期マルサスの穀物法論」pp. 8—9; 13—14.) しかし、マルサスは『考察』ではこの考えを放棄してしまったようである。彼は『考察』では、18世紀中葉以降の商工業の著しい発展と人口増加のもとでイギリスと大陸諸国との間に穀物生産費の大きな格差が生まれてしまったことに留意すると、イギリスはもはや穀物輸出国になる道を閉ざされているのであり、したがって穀物輸出国への転換を目論むような高額な輸出奨励金を設けることはけっして得策ではないと考えるようになっていた。

しかし、マルサスによれば、高額な奨励金を交付する制度を設けなくて高率の輸入関税の賦課のみによって穀物自給を達成しようとする政策は大きな弊害を伴うおそれがあるというのである。彼はいう。「きわめて高率の輸入関税は、もしそれだけが作用すれば、とりわけ大きな〔穀物〕価格の変動を引き起し易い。すでに指摘したように、この輸入関税が安定した高価格によっ

て〔穀物〕自給を達成することに成功した後では、豊作の時にそれを輸出によって救済することができないので、きわめて突然の価格下落をひき起すにちがない。」(Observations, p. 42.)

むろん、『考察』でもマルサスはイギリスが今日もなお穀物自給に執着しつづけるべきだと考えており、そのためには輸入制限を継続しなければならないと考えている。けれども、同時に彼は、今日あまりに高率の輸入関税を賦課すれば、それによって穀物自給の域に達した後で、イギリスには豊作の度毎に穀価の暴落が起るおそれがあると懸念しているのである。イギリスの現状では、平年作において穀物輸出を実現することを目指すような高額な輸出奨励金の制度を設けることが得策にはならない。だが、輸出奨励金の制度と組み合わせずに、あまりに高率の輸入関税を設定することも必ずしも得策とはいえないというのであろう。そこで、彼は『考察』の「後書」で、つぎのように結びの言葉を記したのであった。

「これらの困難の下でこの法律を制定するために議会が召集されているのである。この問題は当然熟慮を要請しているのだから、しかもとりわけ通貨が現在不安定な状態にあるのだから、いかなる規制であっても、最終的規制を設けることは、これを延期するのが望ましいだろう。しかし、もし現行法をより効果あるものにするために、直ちに法の改正に着手するという決定が下されるとすれば、輸入制限については、輸入禁止として作用するのではなく、保護関税として作用すると同時に、国家収入の増加に寄与する関税として作用する外国穀物に対する固定関税の形態を与えることが、一時的方策としても永続的方策としても、ある程度明白な利益であろう。そして、前述した諸事情の下では、平均的〔穀物〕剰余を創造することを目的としてではなく、供給過剰によってひき起される大幅の価格下落を防止することを目的として、旧来の輸出奨励金を存続し、極端な場合のほかは、関税と同様にいつでも作用するのを認めるのがよいだろう。」(Observations, pp. 43—4. ただし、傍点の箇所は原文のイタリック。)

マルサスが『考察』の末尾のところで書いたこの一文は、おそらくはパーネル委員会の穀物法改正案に対する批判として書かれたものであったろう。マルサスは通貨価値不安定という現状を考慮すれば、今日パーネル委員会案のような恒久的性格をもつ改正案を作成すべきではないと主張している。そのうえで、彼はこのアドヴァイスが受けいれられず、あくまで下院が直ちに恒久的性格をもつ改正法案を作成しようとするなら、下院は現在の通貨価値が異常に低いためにそれだけ穀物価格が高められていること、またこういう異常に低い通貨価値が長期間持続するはずはなく、近い将来通貨価値の回復による穀価下落が引き起されるにちがいないことを十分に考慮に入れて輸入制限規定の改正を企てるべきであり、したがって改正案では高率関税を賦課すべき国内価格の水準をあまりに高い水準に設定してはならないと考えた。こういう彼の见解は、明らかにパーネル委員会の改正案を批判するものであったとみることができよう。なぜなら、すでに知ったように、パーネル委員会案では国内価格が105シリング2ペンス未滿になれば、高率関税が賦課されなければならないと規定されていたからである。マルサスの考えでは、パーネル案のような、あまりに厳しい輸入制限規定を設ければ、速やかに穀物自給を達成することには効果的ではあろうが、しかし自給の域に達した時には豊作時に起る穀価の暴落がしばしば大きな弊害をもたらすことになろうというのであろう。だから、輸入制限規定を改正する場合には、彼は輸入制限の強化策としてはパーネル案よりもはるかに緩やかな程度の強化策にとどめて、徐々に自給の域に近づく道を選ぶべきだと考えていたように思われる。

しかし、マルサスの推奨する方策を選んだ場合でも、その効果によってイギリスの自給が達成されれば、その時にはやはり豊作時における穀価暴落は避けられないであろう。彼はこの弊害の防止策をあらかじめ考慮しておかなければならぬと考え、そのためにはイギリスに平年作の時国内消費量を上回る穀物剰余を生産させてこの国を恒常的な穀物輸出国にすることを目的とするような高額の出産奨励金ではなく、豊作時の穀価暴落を緩和するのに役立つ

つような適度な輸出奨励金の制度を設ける必要があると考えた。そして、彼は現行法の奨励金の規定がこの目的の達成にとって適度なものであるから、これを存続すべきだと主張した。こういう彼の主張もまた、輸出奨励金の全廃を企てたパーネル案とは対立するものであった。

#### 4. 『考察』の末尾の「脚注」について

『考察』の末尾には、比較的長文の一個の脚注が付加されている。文面からすると、この脚注は『考察』脱稿後の校正刷の点検という作業のさいにマルサスが加筆したものであるらしい。そのうえ、内容的にも時局論として重要な指摘を含んでいるから、全文を引用することにしたい。

「本書の原稿を出版業者に送付した後で、私は〔穀物法の改正に関する〕新たな決議案が〔下院に〕提出される予定になっているということを聞いた。この決議案の仕組はいくらか複雑のようだが、しかし、もしそれが円滑かつ十分に作用するのであれば、この決議案は昨年提案されたものよりもはるかに好ましいものである。／輸出の自由の要求に対しては、筋の通った反対論を提出することは、むろんできない。けれども、現在の事態では輸出の自由の効果は疑わしい。輸入関税についていえば、どれほどの関税を賦課するにしても、そこにはつねに程度の問題があるにちがいない。私が知っている現行法の税率に対する主要な反対意見は、現状の通貨価値の下での穀物の平均価格では、外国穀物の競争がかなり激烈になるだろうということである。しかし、通貨価値が回復した時の〔穀物の〕平均価格であれば、外国穀物の競争は完全かつ絶対に排除されることになるだろう。」(Observations, p. 44 footnote. ただし、傍点引用者。)

引用文中の、近日中に下院に提出される予定になっている「新たな〔穀物法の改正に関する〕決議案」というのは、なにを指しているのだろうか。私はこれを、1814年5月5日に開始された下院の会期にパーネルが提出した新

決議案とみてよいと思う。

14年5月、パーネルは前年6月に提出した穀物法改正案を修正し、つぎのような新決議案を下院に提出した。この度の新提案によると、小麦の輸出については、奨励金を全廃するとともに輸出の全面的自由化を認めようとするものであり、他方小麦の輸入については、国内平均価格が87シリング以上である時には6ペンスの名目的関税で輸入が許可されるが、87未満84シリング以上という水準に値下りすれば、関税を2シリング6ペンスに引上げ、さらに84シリング未満に値下りすれば24シリング3ペンスという高率関税を賦課する<sup>(6)</sup>というものであった。(cf. Smart, *op. cit.*, p. 412; 北野, 前掲書, p. 85; 毛利, 前掲論文, p. 33.)

『考察』の校正刷がマルサスの手許に送られてきた頃、マルサスはパーネルがこのような新決議案を提出するという情報を得て、この「脚注」を付加したのであろう。もしこの「脚注」のなかでマルサスが言及した「新決議案」が、14年5月のパーネルの新提案のことだとすれば、「脚注」の文面からみて、この「脚注」が校正刷のなかに書きこまれた時期は5月5日以前だったということになる。こういう事情から考えれば、『考察』の刊行時期はおそらく4月下旬から5月上旬までの間とみてよいだろう。

ところで、マルサスはこの「脚注」のなかで、穀物法改正案としては旧パーネル案よりも新パーネル案のほうがより好ましい改正案であると考えているように思われる。パーネルの新提案で示された輸入制限規定が旧提案のそれよりも大分緩和されたものになったことを、マルサスは歓迎しているようである。

---

(6) この下院の会期では、パーネルの新決議案のなかの、輸出の全面的自由化を認める規定のみが切り離されて可決された。これが1814年の穀物法改正である。新パーネル案のなかの、輸入制限に関する諸規定についての審議は紛糾し、ついに廃案となった。(cf. Smart, *op. cit.*, pp. 412—4; 北野, 前掲書, pp. 87—8; 毛利, 前掲論文, pp. 32—3.)

しかし、そうはいつでも、マルサスはこの「脚注」のなかで、新提案もまた、現時点の異常に低い通貨価値によって穀物価格が高められていることを十分には斟酌せずに輸入制限を強化しようとするものであるとみて、これに異議を抱きつづけているように思われる。マルサスはこの低い通貨価値がそれほど長期間持続するはずはなく、したがって間もなく穀物の国内価格が下落するであろうと予測していたから、そうなれば1804年の制定法の輸入制限規定で十分に効果的に外国穀物の輸入を制限することができると考えていたようである。そこで、彼は現下の通貨価値の不安定の下では、現行穀物法の諸規定を変更すべきではなく、しばらく通貨価値の動向を観察し、その変動の程度をより正確に見極めたうえで輸入制限規定の改正を行うべきだと考えていたようである。そして、もう一言付加すれば、彼は新パーネル案のなかの、輸出奨励金を全廃して穀物輸出の全面的自由化をはかるべきだという提案に対しても、反対意見を表明している。むろん、彼の意見は、『考察』の「後書」のところに記されていたように、現行法の輸出奨励金の規定をそのまま存続すべきだというものであったろう。

×                      ×                      ×

さて、われわれは本稿で検討したところによって、1814年春頃マルサスが穀物法改正問題に際会していかなる立場に立って発言していたのかという点についてある程度の推測を下すことのできる地点に到達することができたように思う。

まず第1に、当時のマルサスは1813年6月にパーネル委員会が提出していた穀物法改正案に対して、穀物輸出の規定に対しても、また穀物輸入の規定に対しても、けっして賛成の立場に立ってはいなかったということが確認されなければならないだろう。マルサスはパーネル案の輸入制限強化策に対して明らかに反対意見を表明していた<sup>(7)</sup>。しかし、この場合、注意されなければならぬことは、マルサスが自由貿易論の立場から反対意見を述べていたのではなかったことはいうまでもないけれども、当時の彼が輸入の「自由」か「制

限」かの二者択一における「中立」の立場に立ってパーネル案に反対していたのでもなかったということである。外国穀物の輸入の「自由」か「制限」かの選択においては、彼は1803年以來の「制限」支持の立場から離れたわけではなかった。14年春には、彼は当時の通貨価値が異常に低く、かつ不安定であるとみていたことから、現時点が輸入制限規定の改正を企てる時期としては不適當であり、したがって当面のところは、1804年制定の現行穀物法を存続しつつ事態の推移を見守るべきだと主張していたのである。そして、もし立法府がどうしても法改正を即時断行するのであれば、パーネル案のような、あまりに強度の輸入制限強化策を立案すべきではなく、それよりもはるかに軽度の制限強化にとどめるべきだと主張していたのである。

この場合に彼が、1803—7年の時期とは異なって、強度の輸入制限強化策を支持しなくなったわけは、『考察』の彼が、近年のイギリス経済の発展とそれに伴う劣等地耕作の進展の下でイギリスと大陸諸国との間に穀物生産費の大きな格差が生ずるに至ったために、もはや今日では高額な輸出奨励金の交付による農業奨励策の採用が必ずしも得策ではないと考えるようになったこと、そしてまた、このような積極的な輸出奨励策と組み合わせずに輸入制限策

---

(7) すでに本文中に指摘したように、パーネル委員会による穀物法改正案はリヴァプール内閣の有力閣僚や指導的なトーリー議員の支持をえて下院に提出されたものであったように思われるから、マルサスがパーネル案に反対したことは十分に注意されてよい。実際、マルサスはトーリーよりもむしろウィッグに近かったように思われる。彼は1812年からキング・オブ・クラブズ (The King of Clubs) の会員に選ばれていたが、このクラブはウィッグ所属の有力議員が組織していたクラブであった。このクラブの初期の会員としては、シャープ (Richard Sharp), マッキントッシュ (Sir James Mackintosh), ウィショー (John Whishaw), ホランド卿 (Lord Holland) などの名前をあげることができる。

マルサスとリカードウとの文通によると、マルサスはかなり熱心にこのクラブの会合に出席していたように思われるが、彼がロンドンのアッパ・ブルック・ストリートのリカードウ邸を訪問したのは、たいていはこのクラブの会合に出席するためにロンドンに出かけた時であった。なお、1817年にはリカードウもまた、このキング・オブ・クラブズの会員に選ばれた。(cf. *Works of D. Ricardo*, X, p. 50.)

のみを採用しなければならない場合には、あまりに強度の制限強化をはかることはかえって大きな弊害を生むおそれがあると考えようになったことにもとづくのであろう。

こういうわけで、1803—7年から14年へかけて、マルサスの穀物法論には、確かに軽視できない論点で「見解の変更」が生じた。しかし、この場合の「見解の変更」は、従来の輸入制限支持の立場から、「自由」と「制限」との双方に対する「中立」の立場への移行にもとづく「見解の変更」ではなかった。彼が14年春の時点でも、輸入制限の続行を必要と考えつづける立場に立っていたことは、上記の考察によってほぼ明らかにされたい。